

「2023年対馬問題」と 放射性廃棄物最終処分場立地政策の転換点？

—「国境離島」を舞台に展開される「寿都」以後の
事態打開をめぐる攻防とその矛盾

小 野 一

“Tsushima 2023” Issue, A Turning Point of Japanese Nuclear Waste Final Repository Policy?

Trial for Overcoming “Post-Suttsu” Deadrock
and Contradictory Bargaining-Processes
in the Realities of “Boundary Island”

ONO Hajime

Abstract

Although nuclear waste problem was known, only recently it became a controversial political issue. Especially, high-level radioactive remain of spent nuclear fuel must be isolated in deep geological disposal facilities for thousands of years. Related to site-selection of final repository, Tsushima-city, a boundary island next to Korean peninsula, was a hot topic. In June 2023, some groups submitted petitions to the municipal assembly, requiring to apply for “literature investigation”, the first step of the national project to find candidate places for final repository. It led to fierce protest actions, and the mayor made the final decision not to apply. “Tsushima 2023” issue, the third case following Suttsu-town and Kamoenai-village which accepted “literature investigations” in summer 2020, might be a turning point of the nuclear waste management policy in Japan. The author who has written an article about Suttsu-problem in the 59-2 issue of the *Kogakuin University Bulletin* will argue about “Tsushima 2023” case in this article. After a survey in the first section, I will describe the political process based on official documents and journalistic articles. In spite of general findings about NIMBY-facilities in peripheral areas, I will clarify Tsushima’s peculiarities compared with precedent cases in the third section. To write this article, the author visited Tsushima. I thank all persons who cooperated on hearing and

information gathering.

Keywords: Nuclear Waste, Final Repository, Local Politics, NIMBY, Boundary Island

1. 対馬問題へのアプローチ

1. 1. 文献調査に揺れる「国境の島」

2023年夏、「核のゴミ」をめぐり対馬が揺れた。対馬は九州と朝鮮半島の上に位置する「国境の島」である。2004年3月1日に6町（厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町）が合併し、対馬市が誕生した。2023年7月31日現在の人口は28,071人である。2005年（市制施行の翌年）8月末の39,949人と比べても、人口減少が著しい。2021年度の対馬市の財政力指数¹は0.19で、長崎県内21市町のうち20位である²。

放射性廃棄物の海洋や宇宙空間への投棄が否定された今、消去法的に残ったのが地層処分、すなわち安定した岩盤層の地下深くの最終処分場で保管する方法である³。「文献調査」とは、最終処分場候補地選定プロセスの第一段階で、応募すれば関係自治体に最大20億円が電源立地地域対策交付金から支払われる。日本では2000年の「特定放射性廃棄物の処分に関する法律」に基づき設立された原子力発電環境整備機構（NUMO）が候補地を公募するが、正式に応募した自治体はなかったため⁴、政府は自ら候補地をリストアップし補償措置を検討する方針に転じた。2017年7月の科学的特性マップ⁵はこの延長上にあり、多額の交付金もここから説明がつく。

『工学院大学研究論叢』59-2号掲載の拙稿（前稿という）では、原子力開発の「負の遺産」としての放射性廃棄物問題を立場の弱い地域の負担で「解決」しようとする権力関係の非対称性を前提とした巧みな仕掛けと、それを容認する多数派世論に寿都問題の本質があると記したが⁶、「2023年対馬問題」にも似た構図はある。とはいえ、財政基盤の弱い過疎の自治体なら、必ず原子力施設の受け入れに向かうとは限らない。見過ごされるべきでない固有の事情は、行論の中で明らかになるだろう。

1. 2. 前史

対馬は、早い時期から断続的に、核の問題に関連して名前が浮上した地域である。

1969年に進水した原子力船「むつ」は、1974年に洋上で放射線漏れ事故を起こし、むつ市民らが帰港を拒否したため「漂流」を余儀なくされる。同船は、長崎県佐世保市での修理が決まった。経営難の佐世保重工業救済のため辻一三市長（当時）が申し出たのだが、被爆県、水産県の長崎には受け入れがたい。1978年10月16日、警備船、阻止船が入り乱れる中で

「むつ」の佐世保入港となった⁷。その際、対馬も修理場所の候補地だった。

1987年には資源エネルギー庁の『広域地質構造調査報告書』が刊行されたが、それに先立ち対馬では動力炉核燃料開発事業団がボーリング調査を行ったとされる⁸。

2006年12月1日、対馬市商工会上対馬支所にて、島内初となるNUMOの公開説明会が開催される。翌2007年2月には、反対派市民有志による「核のごみと対馬を考える会」が結成された。こうした中、2007年3月19日の対馬市議会は、「高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致に反対する決議」を15対8の賛成多数で可決した。松村良幸市長（当時）は、「被爆県でもあり風評被害も考えられ、現段階では応募する考えはない」と明言した。反対決議の内容は、以下のとおり。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場を対馬市内に誘致しようとする運動が陰に陽に進められており、ここにきて賛否両論が公然と論ぜられるようになり、やがて市民感情を二分する深刻な状況になることが懸念される。

この廃棄物は、原子力発電所で使用済になった燃料を再処理場でプルトニウムとウランを取り出した後に残る「死の灰」で、これをガラスと一緒に固め、ステンレス容器に詰めたものである。この容器一個で、長崎原爆約20発分以上の「死の灰」が詰まっており、これを4万個も地下300メートル以深に埋めるといふ。いくら地下とは言っても、その死の灰の毒性がなくなるまでには、数万年とも数十万年以上とも言われ、その間何が起るか科学者も証明できないのである。従って、原発が日本で稼働して40年になるのに、この最終処分場が今日に至るも決まらない。「トイレのないマンション」と言われる由縁である（原文ママ）。

この問題を考える場合、交付金と職場の確保が言われるが、逆にその風評被害でどれだけの農畜水産物に損害を及ぼすか計り知れない。観光と第一次産業を融合させた町づくりなど絵に描いた餅になってしまうし、被爆県長崎にあって孤立の道を歩むことになるだろう。更に言えば、対馬を離れ、対馬を想い、本土で頑張っておられる人達に、核のゴミの島を故郷にさせてはならない。そのことが対馬に生きる我々の使命である。

以上のとおり、その危険性と風評被害と孤立の道を選択するのではなく、風光明媚な先祖代々受け継いできた対馬と、その人情豊かな島民性を守り抜くことこそ、子子孫孫に対する我々の使命である。従って、高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致には絶対反対である。以上決議する。

2011年の東日本大震災と福島第一原発事故により、誘致推進派の活動は沈静化した。その後、NUMOと島内各種団体との接触が再び活発になる。ひとつの転機は、NUMOが全国各地で実施する対話型説明会⁹が2021年11月23日に対馬市で開催されたことだろう。2023年の商工会等による請願書提出へと布石が打たれていく。

2. 「2023 年対馬問題」をめぐる政治過程

2. 1. 商工会が主導した文献調査を求める請願

文献調査応募をめぐる動きが表面化するのには 2023 年 5 月頃だが、一部の市議会議員と NUMO との接触は 2020 年からあったという。21 年春には NUMO が対馬商工会を訪ね、商工会理事が参加する説明会が設けられた。22 年から「複数回にわたり、商工業や建設業など各業界の幹部や市議が「核のごみ」が一時貯蔵される青森県六ヶ所村などを視察」した¹⁰。これは「商工会婦人部の複数の方々が旅行に招待され、青森から北海道を旅行された」との『対馬新聞』の記事とも符合する。同紙編集長は、文献調査を受け入れた場合の交付金 20 億円の重みを、次のようなたとえで説明する。「対馬の年間予算は 436 億 9,000 万円。年収 436 万円の方が、「20 万円もらえるなら、核ゴミを自宅に保管できるかどうか自宅の測量図を調査してください……」と申し出ると同じレベルである。「確かに 20 万円は大きい。だが失うものは計り知れない」。その上で、「対馬が生き延びる道は、核ゴミ受け入れに手を挙げるしかないという考えは後向きで、あまりにも悲しすぎる」とまとめる¹¹。

対馬新聞社は、2023 年 4 月 18、19 日に開催された対馬市商工会の会員向け「高レベル放射性廃棄物の地層処分事業に関する文献調査についての説明会」で、この説明会が文献調査応募を前提としたものかと質した。商工会は、応募を前提とした説明会だとした上で、「4 月 24 日の理事会において、文献調査への応募について審議、賛成多数の場合、市議会に上程する」と答えた¹²。2022 年に新たに見つかった対馬近海の活断層（科学的特性マップには反映されていない）に関して二人が質問したが、うやむやなまま終わった¹³。

反対派の運動も活性化した。核のごみと対馬を考える会は、5 月 13 日に署名活動を開始した。表向きは民間団体を通じて「下から」発現したという意味で、町長による最終処分場誘致（につながり得る文献調査応募）が大規模な反対運動を誘発した高知県東洋町（注 4 参照）や北海道寿都町の場合とはタイプが異なる。とはいえ、やはり地元商工会が主導し、目立った反対運動もなく文献調査応募へと向かった神恵内村ともまた違う。

長崎県建設業協会対馬支部と対馬建設業協同組合は、5 月 12 日、「NUMO 文献調査受け入れの請願について」を賛成多数で可決した。対馬新聞編集長は、「商工会の動向にだけ気をとられていた……。己の視野の狭さ、情報網の希薄さが情けない」と悔しさを滲ませる¹⁴。

『対馬新聞』¹⁵は、2023 年 4 月 21 日発行の第 4291 号を皮切りにこの問題を取り上げてきた。文献調査反対を明確に打ち出しながらも、賛成派住民の意見も掲載する。匿名の投書もあるが、距離の「近さ」が印象的である。元読売新聞取締役調査研究部長の齋藤彰（5 月 12 日、6 月 16 日）や純真学園大学・短大客員教授の平嶋一臣（6 月 9 日）のような（対馬出身の）識者の寄稿も掲載し、住民が知見を深めるのに寄与している。

4 月 28 日付けで掲載された市議会議員・小宮教義（商工会理事を兼務）の「高レベル放射性廃棄物の文献調査推進について」は、賛成派の主張を凝縮し、興味深い。一部省略の上で

引用しておく。

貴社新聞社編集長の文献調査反対の記事を拝読させて頂きました。私は文献調査推進の立場であり、その必要性について順次論じさせていただきます。①国の怠慢による責任。……②核のゴミとは何か、爆発するのか。……③放射能の怖さについて。……④文献調査が直ちに最終処分場建設とはならない。……⑤文献調査を実施した北海道の寿都町と神恵内村から学ぶもの。……⑥長崎県は被爆県であること。……。

【文献調査推進について】貴社編集長記事に、対馬市年間予算約 436 億円の中で収入（歳入）に当たる市税は約 29 億円だけです。【ツシマヤマネコの棲む島】との表現がありました。ヤマネコは人が人間が守って行かなければ絶滅します。島に人が残らなければなりません、人間社会も同様です、島を守り、先祖を守る墓守がいなくなったら島の存在は無くなってしまいます。

人を一人でも多く残す事が大事です。その為には、今何をすべきなのか、可能性への挑戦が必要です、北海道の寿都町と神恵内村の如く挑戦しなければなりません。

長崎県は被爆県であり北海道知事と同じ方向性になっても交付金による基金の活用はできます、人口減少の加速度を少しでも抑える事は出来ます、それだけでも良いではないですか、今を生きる人の力にはなります。

反対意見では、文献調査がすぐに最終処分場建設につながるかの如く発言が多くなされるが、記述の通りです。可能性があるとすれば文献調査だけです、時間は待ってくれません、新たな挑戦で地域に活力を与えましょう¹⁶。

2. 2. 請願書提出および請願審査特別委員会

2023 年 6 月 5 日、文献調査反対派と賛成派が対馬市議会に、それぞれ請願書を提出した。反対派のうち 2 団体¹⁷は、これまで集めた署名簿（文献調査に反対する市民の会が 2,548 筆、核のごみと対馬を考える会が島外署名者も含め 1 万 7,635 筆）を携えていた¹⁸。反対派 6 件と賛成派 3 件（うち 1 団体（表 1 の⑧）は取り下げ¹⁹）の請願書と紹介議員は、表 1 のとおりである。反対派 5 団体は、請願書提出後に初村久藏市議会議長と懇談し、初村議長は「特別委員会か何らかの委員会を設置して、慎重に議論する必要がある」とコメントした。

核のごみと対馬を考える会の請願書（表 1 の⑤）は、以下のような内容である。

（請願の趣旨）高レベル放射性廃棄物最終処分場（以下、最終処分場）を対馬市内へ誘致しよう、あるいは処分場建設に向けた文献調査について市議会で議論を求める動きが起こっています。〈核のごみと対馬を考える会〉は、対馬市内への最終処分場誘致に断固反対することを目的として設立された対馬市民の有志グループです。弊会は、地層処分の安全性自体に疑問を持つと同時に文献調査の受け入れすらも反対の立場であり、その

表 1 請願文書一覧（令和 5 年第 2 回対馬市議会定例会の資料より作成）

受理番号・受理年月日	請願者（代表者氏名）	件名	紹介議員
① 令和 5 年 6 月 5 日	文献調査に反対する市民の会 （多田小夜子、栗山みどり）	高レベル放射性廃棄物最終処分場に係る 文献調査受け入れ反対に関する請願書	小島徳重
② 令和 5 年 6 月 5 日	対馬地区漁協青壮年部連絡協議会 （橋勇二）	高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調 査誘致反対に関する請願	大浦孝司、 小島徳重、 脇本啓喜
③ 令和 5 年 6 月 5 日	上対馬町漁業協同組合 （八島康平）	高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調 査誘致反対に関する請願	大浦孝司、 小島徳重、 脇本啓喜
④ 令和 5 年 6 月 5 日	対馬市水産加工連絡協議会 （上原正行）	高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る 文献調査の実施反対に関する請願書	大浦孝司、 小島徳重、 脇本啓喜
⑤ 令和 5 年 6 月 5 日	核のごみと対馬を考える会 （上原正行）	高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設 に向けた文献調査に対馬市が応募をしな いよう求める請願	大浦孝司、 小島徳重、 脇本啓喜
⑥ 令和 5 年 6 月 5 日	一般社団法人長崎県建設業協会対馬支 部（原田繁盛）、対馬建設業協同組合 （阿比留人美）、対馬地区生コンクリ ート協同組合（小宮量浩）、対馬管工事 協同組合（阿比留人美）	特定放射性廃棄物の最終処分にかかる文 献調査受け入れの促進について	春田新一、 上野洋次郎、 入江有紀、 島居真吾、 糸瀬雅之
⑦ 令和 5 年 6 月 5 日	対馬市商工会 （山本博己）	特定放射性廃棄物の最終処分に係る議論 検討を求める請願について	波田政和、 陶山莊太郎、 小宮教義、 神宮保夫
⑧ 令和 5 年 6 月 5 日 （後日取り下げ）	対馬真珠養殖漁業協同組合 （日高肇）	特定放射性廃棄物の最終処分にかかる文 献調査受け入れの促進について	作元義文、 小田昭人
⑨ 令和 5 年 6 月 13 日	美津島町西海漁業協同組合 （阿比留和秀）	高レベル放射性廃棄物最終処分場文献調 査誘致反対に関する請願	大浦孝司、 小島徳重、 脇本啓喜、 井原徹

文献調査反対 賛成（ただし反対意見の存在を付記、またはその後取り下げ） 文献調査賛成

理由は以下に示す通りです。

（請願の主な理由）(1) 対馬市にもたらす風評被害で、一次産業や観光業をはじめ島の経済にどれほど多くの損害を及ぼすかは計り知れない。(2) 2007 年 3 月定例市議会に於いて可決された「高レベル放射性廃棄物最終処分場誘致に反対する決議」は現在も有効であり、これを重く受け止めるべきである。(3) 国や電力会社や、原子力資料情報室の資料からも、放射能漏れは起こることは想定されるとしてあり、それに伴う実害は払拭できない。(4) 地震調査研究推進本部によると、対馬市にも活断層が存在している。(5) 風光明媚な先祖代々受け継いで来た対馬と、人情豊かな島民性を受け継いでいく事こそ、子々孫々に対する我々の使命である。

以上、弊会は最終処分場誘致に断固反対である。最終処分場建設に向けた文献調査に対馬市が応募しないよう、強く訴える。

（請願事項）1. 対馬に高レベル放射性廃棄物の最終処分場を誘致する動きを止めてください。2. 高レベル放射性廃棄物最終処分場の適地として調べる文献調査を進める動き

を止めてください。

以上、地方自治法 124 条の規定により請願致します。

ここには反対派の主な論拠が示されている。彼らは、2007年3月19日の市議会決議がなお有効であることを強調する。市民の合意形成が不十分で一部の利害関係者のみで誘致が検討されることを懸念する声もある(表1の②および③)。文献調査受け入れによる対馬のイメージダウンが第一次産業や観光産業に打撃を与えること(表1の①)、文献調査に伴う交付金(メリット)は市の年間予算規模に比してさほど大きくないのにそれを上回るデメリット(風評被害など)があること(表1の④)も指摘される。「長崎県は被爆県であり、その長崎県民感情にも配慮するべき」との意見もある(表1の①)。

請願内容が微妙なのは、むしろ賛成派のほうである。建設業系団体が出した請願書(表1の⑥)は、次のように述べる。「国の安定的エネルギー政策の一環として、特定放射性廃棄物の最終処分にかかる文献調査を受け入れることにより、対馬市の指針である【第二次対馬市総合計画】、【対馬市長期人口ビジョン】等の目的である国境離島対馬の人口減少、安定的雇用の確保、地域経済の活性化を図り、対馬市の将来ビジョンの一翼を担う」。その上で、「建設業界としては、文献調査は最終処分施設建設とは区分して考えているものの、最終処分事業については、世界最先端の土木建設プロジェクトとして捉え、建設業界の技術力向上に資する可能性などを検討し勉強を行ってきた。その結果、最終処分事業は我が国の土木建設技術で対応可能な事業であり、建設業界としても協力すべきとの結論を得た」。これに対し対馬市商工会の請願書(表1の⑦)は、市議会に「議論検討を求める」のが趣旨であり、建設(を前提とした文献調査)を強く求めるものではない。「対馬市民が主体的に学習することが肝要」な段階なのである。そして、「請願書を出すにあたり文献調査の受け入れについては、商工会員内においても満場一致ではない」ことを付記し、会員対象のアンケート調査結果も開示した(注12参照)。

6月10日には反対派が「STOP!核ゴミ決起集会」を開き、主催者(核のごみと対馬を考える会)発表で530人が参加した。6月20日の市議会では、請願書8件が一括上程されたのに続き、議長を除く18人による請願審査特別委員会(船越洋一委員長、上野洋次郎副委員長)が設置された。22日の請願審査特別委員会では、審査の進め方について議論され、請願書を出した各団体の関係者を参考人として招致して意見を聞くことが決められた。参考人招致は7月10日と21日に行われる。また、NUMO、経済産業省、専門家等の参考人を、推進、反対各2名ずつ、計4名を招致することも決めた。

7月10日の参考人招致では、請願書2件(表1の⑥および①)が審議された。議事を傍聴した対馬新聞社のコラム記事 fanciful FRIDAY の全文を引用しておく。

先日の請願審査特別委員会に驚いた。先ず、参考人招致の早々に動議が上がり、20数

分間の議論、最初の建設業関連 4 団体の持ち時間を半減させた。また、同委員会の議員は、署名簿の精査を行ったとして、「どこどこに通っている子どもが何人、誰々の奥さんとその方の子どもの年齢」等々、個人が特定できそうな個人情報や公共の電波 CATV に、まるで親の敵をとったかのような勢いで公開した。また、風評被害の一例で、反対議員の「韓国では、福島原発の汚染水に関して、排出前から塩の買い占めが起き、キムチを造るための塩がなくなっている」という発言に、推進議員から「韓国と一緒にするなよ」と野次が飛んだ。これは、人種差別発言にもあたらないだろうか？。挙げ句の果ては、「舐めてるんですか」と暴言を吐く議員まで出る始末。推進派議員が質疑する口調は恫喝的に聞こえ、委員長もついには、「参考人に対し、攻撃的な質問は無しにしてください。質疑だけをお願いします」と渋面。全体的に、参考人が TV（市民）の前でつるし上げられている感があった。次回 21 日に行われる反対派の代表者も、議会が姿勢を改めない限りよほど肝を据えてかからねば……。反面、推進派議員の人となりが見て取れた。なぜ、核ゴミ誘致？。事の真相が画面を通して伝わったのではないか²⁰。

7 月 15 日には、九州のエネルギーを考える会の主催する「対馬市民との対話集会（意見交換会）」が対馬市交流センターで開催される。各分野の専門家が市民からの質問に対応し、反対派の脇本啓喜市議も参加した²¹。請願審査特別委員会の 2 回目の参考人招致は 7 月 21 日に行われ、残り 6 団体のうちの 4 つが参加した。8 月 2、3 日には専門家参考人招致が行われ、賛成派 2 名（経済産業省資源エネルギー庁の下堀友数、NUMO の田川和幸）と反対派 2 名（「はんげんぱつ新聞」の末田一秀、NPO 法人原子力資料情報室の高野聡）が意見を述べた。3 日の特別委員会では、文献調査実施中の北海道 2 自治体の首長に書面で照会した調査についての意見も報告された。予定では、8 月 16 日に最終の特別委員会が開かれ、8 件の請願について採決が行われる。

2. 3. 対馬市政と「請願」の位置づけ

ここで対馬市政について簡単に見ておこう。市議会の定数は 19 名で、直近の選挙は 2021 年 5 月 16 日に行われた。会派別の議員構成は表 2 のとおり²²。文献調査への態度は、表 1 の紹介議員欄が参考になる。反対請願の紹介議員になることが多いのは大浦孝司、小島徳重、脇本啓喜である。文献調査応募に熱心な議員は、糸瀬雅之、入江有紀、小宮教義とされる。賛成派 3 団体の紹介議員には自民党議員が何人かいるが（陶山莊太郎、神宮保夫、島居真吾、上野洋次郎、作元義文）、自民党でありながら反対運動に好意的な者もいる（坂本充弘、井原徹）。文献調査に関しては、全国政治の党派とは一応区別が必要である。

議会で賛否が拮抗するなら、市長の姿勢がカギを握る。2020 年 3 月 1 日の対馬市長選挙では、現職の比田勝尚喜（初当選は 2016 年）が当選している。市長は、2023 年 3 月 6 日の市議会一般質問で、「3 年前の市長選での「誘致に応募しない」という発言は今も変わらないか」

表2 対馬市議会会派別議員（2023年9月1日現在）

会派名	議員氏名	所属政党	初当選
新政会 (7名)	陶山 莊太郎	自由民主党	2021年5月16日
	神宮 保夫	自由民主党	2021年5月16日
	島居 真吾	自由民主党	2021年5月16日
	坂本 充弘	自由民主党	2017年5月21日
	船越 洋一	自由民主党	2009年5月17日
	作元 義文	自由民主党	2009年5月17日
	春田 新一	無所属	2013年5月19日
対政会 (4名)	小島 徳重	無所属	2013年5月19日
	小田 昭人	無所属	2009年5月17日
	波田 政和	無所属	2009年5月17日
	大浦 孝司	無所属	2009年5月17日
創政 (4名)	糸瀬 雅之	無所属	2021年5月16日
	黒田 昭雄	公明党	2009年5月17日
	小宮 教義	無所属	2009年5月17日
	上野 洋次郎	自由民主党	2013年5月19日
すみれ会 (1名)	入江 有紀	国民民主党	2013年5月19日
市民協働 (1名)	脇本 啓喜	無所属	2009年5月17日
明政クラブ (1名)	井原 徹	自由民主党	2017年5月21日
議長	初村 久藏	自由民主党	2009年5月17日

ゴシック体の氏名は会派代表者

と問われ、「現在、市としては誘致に向けた動きは何ら行っていない。その点をご勘案いただき、市長としての見解は控えさせてもらう」と語った²³。

一連の政治過程が民間団体の請願書提出から始まったことの意味を、改めて確認しておきたい。日本国憲法16条は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定める。これを具体化した請願法は、別に法律の定める場合を除いた請願に適用されるものであるため（同法1条）、国会の各議院や地方議会に対する請願には国会法や地方自治法が優先する。地方自治法124条は、「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」と定める。議会事務局に提出された請願は、議長が受理し、本会議で審査を所管の委員会に付託する（標準都道府県会議規則90条、標準市議会会議規則141条、標準町村議会会議規則90条）。付託を受けた委員会は、請願を審査し、審査結果（採択、不採択、一部採択、趣旨採択、継続審査など）を本会議に報告する。本会議では、委員会の報告を受け、その結果をもとに最終的な請願の取り扱いを議決する²⁴。

地方分権改革が進み、「開かれた議会」論が展開される中、請願を「意見や願望の単なる陳述」ではなく、住民による政策提案として位置づける試みが出てきた。請願者が趣旨の説明

をし議員が質問するなど、「開かれた議会」には住民という新たなチャンネルが加わった。林紀行は、こうした一連の改革を見るなら、地方議会における請願は、国務請求権的な性格から「自分の希望を伝える」参政権ないし参政権的権利という方向に力点が移りつつあると結論づける²⁵。請願権は、地方自治においては積極的な役割を付与される。前稿でも言及した5つの直接請求制度（条例の制定・改廃請求、監査請求、議会の解散請求、議員や長の解職請求、特定の職員の解職請求）とあわせ、代議制を補完すべく住民の関与が広範に認められているのが地方自治なのである。

2. 4. 運命の「8月16日」、そして「9月27日」

上述のとおり、最終の特別委員会は8月16日に開かれた。その結果、2件の請願（表1の⑥と⑦）が9票対7票の賛成多数で可決された（委員1名は欠席）。反対派の請願6件は否決された。これにより対馬市の文献調査への応募は、9月の定例市議会を経て、最終的には市長の判断に委ねられる。市長は、「特別委での議論・採決を踏まえてさらに熟慮する」とコメントするにとどまった。

結果自体は予想どおりとはいえ、文献調査反対の議員が、当初言われた4名ではなく7名だったことは注目に値する。ある市議は、「賛成することへの市民からの反発もあったのだろう」とみる。反対署名は相当数集まっているのに、市議会では推進派の意向を反映した票決結果となる。地域社会の分断は覆い隠せない。比田勝市長の任期は2024年3月までで、その前に市長選挙が行われる。推進派市議は、「市長が受け入れなければ、別の候補者を立てる」と牽制している。反対派も、市長が文献調査を受け入れた場合には対抗馬の擁立を検討するという²⁶。

この構図は、9月12日の定例市議会でも繰り返された。市議会は、推進派の請願を10対8の賛成多数で可決した。慎重姿勢を崩さなかった市長は、議会会期末の9月27日、市民の合意形成が不十分として文献調査に応じないことを表明した。放射性廃棄物政策の今後を占う上でも、地方自治やデモクラシー論の観点からも非常に興味深いことだが、その分析は別の機会に譲らざるを得ない。

他の自治体への波及効果も、付記しておくべきだろう。8月18日、山口県上関町議会は、中国電力が建設を計画する使用済み核燃料の中間貯蔵施設をめぐる調査の申し入れについて審議し、町長が正式に受け入れを表明した。直接の因果関係はないとはいえ、対馬市で特別委員会が文献調査受け入れ推進請願を採択して2日後のことである。国の原発推進政策に沿うような計画が、地方自治の名の下で住民不在のまま進んでいく。地域を分断しかねない緊張を一部地域に強いることこそ構造的暴力であることに、多数派世論は気づかないか、気づいていても沈黙を決め込んでいる。

放射性廃棄物最終処分場は究極の迷惑施設²⁷であり、その負担は立場の弱い人や地域にしわ寄せされやすい。そこには一定の法則性があるとはいえ、安易な一般化は禁物である。第

3節では、「2023年対馬問題」を日本の放射性廃棄物管理（NWM）政策全般の中に位置付け直し、「不利益の公正分配」問題超克の可能性を探りたい。

3. 日本のNWM全体の中に位置づけ直す視点

3. 1. 先行事例との比較

対馬では、文献調査応募に向けて主導性を発揮したのは地元商工会で、これに対抗するかたちで反対運動も活性化した。少なくとも表向きは「下からの」イニシアチブだったことが、政治学的には重要である。フォーマルな手続きが中心となり、反対運動の側も直接請求や住民投票のような戦略をとらなかった。

この違いは、自治体首長の政治姿勢によるところが大きい。高知県東洋町や北海道寿都町の町長は、最終処分場誘致（につながる文献調査応募）に率先して動いた。新潟県巻町（1994～96年）や高知県窪川町（1980年）の原発誘致計画でも、町長のイニシアチブが（リコールも含む）激しい反対運動の発端だった。これに対し、市長が慎重姿勢を貫いた対馬市では、推進派であれ反対派であれ、市長を「味方につける」ための市議会議員の多数派工作が有効な戦略として追求される。

前稿では、国や町長が民意を無視して原発を作るのを拒もうと多くの人々が選挙権と被選挙権、リコールなどの直接請求や裁判等あらゆる権利を行使し住民投票を実現させた新潟県巻町の事例が、住民投票の全国的な広がり大きな影響を及ぼした²⁸との議論を紹介した。首長の独断に対する住民の異議申し立てというのは、マスコミ的にはわかりやすい構図であり、反対運動の側でもターゲットの設定が容易になる。対馬では市長の慎重姿勢ゆえに、「下からの」動き（もちろん外部からの働きかけはある）に呼応した議会内多数派工作を軸とした攻防が目立つ格好になった。

問題発現のパターンとしては、突然降ってわいたようにことが起こる場合と、かなり前から目をつけられていた地域が兵糧攻めのようなかたちで受け入れを迫られる場合とが区別できる。実際には両方の要素が混在するのだが、あえて単純化すれば北海道寿都町や高知県東洋町が前者、北海道幌延町や青森県六ヶ所村、さらには沖縄米軍基地などが後者だろう（新潟県巻町や高知県窪川町は中間形態）。対馬では、比較的早くから、放射性廃棄物関連の問題は繰り返し話題に上っていた。その意味で幌延・六ヶ所型に近いと言えなくもない。ただし、自治体規模の大きい対馬は一定のレジリエンスを有しており、誘致計画をその都度阻んできた。「2023年対馬問題」の場合には、人口減少がいつそう進み、国や原発推進側の本気度（文献調査に名乗りを上げる自治体が思ったより少ないことへの焦り）がいや増している状況変化の中での対応に注目が集まった。

推進側の公式・非公式の地元工作には、各種宣伝・説明会、見学ツアーへの地域住民の招待、有力者の説得、（それとはわからないものも含めた）地域貢献事業などが含まれる。その

際、地域社会との接点なり足がかりが必要になる。地域の有力者、議員、商工会や農林漁業組合などといった地元経済団体などが考えられる。同じことは反対派側についてもいえる。地元の反対運動がどれだけ力を発揮できるかは、外部の反対運動の協力を得られるかにより変わってくる。

国家権力は地域の団結力が低く社会的資本のレベルが低下ないしは減少している地域に原子炉の立地を試みる傾向が顕著である、との先行研究がある²⁹。対馬は「地域の団結力が低い地域には該当しない。しかも、地域を離れた人も含め対馬出身者が強い紐帯を保ち続けるのは、島の時間を共有した人たちに特徴的ともいえる。そうした結束力を保ち、地域外の人にも理解してもらうためには、自主的で安定した財源もさることながら、わかりやすいシンボルがあると有利になる。対馬の場合は、水産物をはじめとする食文化や自然環境、天然記念物のツシマヤマネコなどがそれにあたる。

迷惑施設立地問題を分析する際に「中心／周辺」的視点は不可欠だが、財政基盤の弱い過疎の自治体と一括りにすると、地域の固有性を見落としてしまう。対馬の場合、特に重要なのは「国境の島」という事情である。

3. 2. 「中心／周辺」問題と「国境の島」

「受益圏と受苦圏」の分離とは、「中心／周辺」の非対称的な力関係を背景とした不利益負担の不均等性をモデル化した概念である。受益圏（大都市など）に電力消費の恩恵をもたらす原子力発電所（関連施設も含む）は、典型的な負の公共財（NIMBY 施設）として、立地地元（受苦圏）が害悪を引き受ける。中澤高師によれば、本来なら受益圏と受苦圏の対立であるはずが、受苦圏どうしの対立に転嫁されてしまっているところに、最終処分場問題の難しさがある³⁰。原発立地は受苦圏だが、そこから出る放射性廃棄物を押しつけられる地域は「受苦圏の中の受苦圏」だからである。放射性物質が特定地域（原子力オアシス）に集中する傾向を示唆する知見³¹をもう一歩進めれば、原子力オアシスは後背地の存在を前提に成り立つことがわかる³²。フランスのビュール村やアメリカのユッカマウンテン（ほとんど無人の砂漠地帯だが先住民の聖地）はこれに適合的な事例である。

国内の最終処分場候補地をこの文脈上に位置づけることも可能だが、その場合でも、各地の固有事情への視点が重要である。「中心／周辺」性は重層的構造を持っている。

「長崎県対馬市」なのか「福岡圏対馬市」なのか。しばしば地元で囁かれるジョークだが、たしかに行政的には長崎県に属しながら経済的には福岡との結びつきが強い。極端な場合、福岡県への編入が話題に上ることもある³³。類似のケースは各地にあるとはいえ、対馬の場合は「国境の島」という要素が加わる。どこを中心と見るかにより対馬の位置づけが変わるばかりか、「対馬＝周辺」という想念じたいが怪しくなる。

対馬南部の厳原港から福岡へは 138 km、高速船（ジェットフォイル）で約 2 時間なのに対し、対馬北部の比田勝港からプサン（韓国）へは 49.5 km、ジェットフォイルで約 1 時間の

距離である。1999年の航路開設以来、対馬を訪れる韓国人は急激に増え、貴重な収入源となっている。それだけに、2020年前後の日韓関係の悪化やコロナウイルス蔓延による観光客の減少は、航路の運航停止と収入減少を招いた。

対馬の政治・経済の中心地は厳原地区で、旧上対馬町など島の北部は人口まばらである。しかし、韓国人来訪者を迎えるようになってからの比田勝港の賑わいは、『北海道新聞』の連載記事³⁴にもあるとおりである。こうした変化の中で、反作用のようなものも否定できない。対馬は韓国人に乗っ取られてしまうとも言わんばかりのヘイト言説が受け入れられかねない雰囲気醸成である。

2016年4月、「有人国境離島地域の保全及び特定有人離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号、有人国境離島法）」が議員立法として成立した³⁵。当該地域の保全等が適切に実施されるよう、関係都道府県および関係省庁と連携し、関連施策の実施に取り組むためのもので、例えば本土と結ぶ航路・航空路線への補助により、島民は運賃低廉化の恩恵を受ける³⁶。対馬における韓国人の来訪や不動産取得の増加を念頭に、従来型の離島振興策を超えて国防上の観点が出てくるのが特徴である。2021年に成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（重要土地利用規制法）」³⁷に基づき、指定地域内での不動産売買は制限される。

2020年の対馬市長選挙で、比田勝市長は、外国人による不動産取得も観光ビジネスなど目的が明確な場合には制限は望ましくないとの見解を示した³⁸。この市長選挙には、荒巻靖彦が対立候補として出馬している。強固な右翼思想の持ち主・活動家である荒巻が、嫌韓ヘイトに便乗するかたちで参戦したことは想像に難くない。大阪出身で対馬には縁もゆかりもなく、過激な言動の対立候補を下して現職市長が再選を果たすのは、明白だった。だがこのような対立候補が出たことは、嫌韓ヘイトが思わぬかたちで最終処分場誘致運動に結びつく可能性を示唆する。これも「国境の島」の特殊事情といえよう。

逆に、日韓関係が最終処分場建設を妨げる方向で作用することはないだろうか。従来、国内問題と捉えられてきた原発（関連施設を含む）建設が、外交・国際問題化する可能性は多分にある。地続きのヨーロッパで隣国との国境付近に原発が建設される例は少なくないが、グローバル化や欧州統合の進展の中で許容されにくくなるかもしれない。そのような時代に、九州よりも朝鮮半島に近い対馬に最終処分場を作るなど、韓国が黙っているだろうか。草の根の市民交流も無視し得ない。対馬の自然を愛し、足繁く通う対馬が核のゴミ捨て場とならないことを願う者は、日本のみならず韓国にもいる。

「中心／周辺」問題を論じる際に、忘れてはならない古くて新しい知見がある。迷惑施設立地をめぐる構造的差別は、重層的なかたちをとる。「本土」中心主義的な価値観からすれば対馬は「周辺」（最近の言葉では有人国境離島）だが、周辺内部にも階層構造がある。厳原を中心とする南部地域と、上対馬などの北部地域の格差には、すでに言及した。比田勝の賑わいと対照的な小集落や何もないところも北対馬にはある。

3. 3. 「中心／周辺」概念脱構築の試み

過疎地の地域経済の衰退や少子高齢化は、構造的問題である。その打開策として最終処分場文献調査に手を出す（出さざるを得ない）地方自治体を責め立てるだけでは、片手落ちである。だがここで、発想の転換が必要かもしれない。土地との結びつきを前提する「中心／周辺」概念を、「人」の観点から脱構築化できないだろうか。

キーワードは「関係人口」である。関係人口とは、2016年頃から生まれた新しい概念で「長期的な「定住人口」でも短期的な「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者」と定義される。地域作りの担い手として重要な役割を果たし得る存在であるため、総務省の「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書」（2018年）では「「ふるさと」に想いを寄せる地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークを形成し、地域へ貢献する人材の「ふるさと」との関わりを深め、継続させることが重要」と指摘される³⁹。関係人口を増やす試みのひとつに「域学連携」がある。対馬市はその先進事例であり、今後を見据えた新展開も注目される。

「国境離島・対馬市では域学連携を重要な施策のひとつとし、基礎自治体には珍しく、域学連携に関する政策分野別基本計画「対馬市域学連携地域づくり推進計画」（日本計画行政学会第17回計画賞最優秀賞受賞）を2014年度に策定した。この計画に基づき、対馬全体を国内外複数の大学のサテライトキャンパス「対馬学舎」に見立て、現場での「学び」というサービスへの対価として、離島地域に不足しがちな労力や若いエネルギー、専門性を学生・教員に提供してもらっている」⁴⁰。

プログラムの詳細や具体的成果は先行研究に譲るとして、本稿の問題関心は、関係人口というアイデアにより「中心／周辺」問題の脱構築化は可能かという点にある。結論は否である。そもそもこうした試みは、悪影響（周辺地域の人口減少）をいくぶん緩和するのが目的で、問題そのものを除去するわけではない。それにもかかわらず、「中心／周辺」概念を価値観のレベルで問い直す視点は重要である。

地域間の著しい経済格差を所与とする限り、「周辺」部から「中心」部へとほぼ一方通行的な人口移動が必然的に生じる。ここでいう人口とは、定住人口である。定住人口が減少しても、地域外（出身）の人が地域に協力してくれるならそれでよいのではないか。リピーターやファンとして訪問・短期滞在を繰り返す旅行者や、継続的に寄付やふるさと納税を行う人などが考えられる。より積極的に、一定期間以上居住地と関わるのが関係人口である。いくつかの成功事例はあるものの（移住や起業を決断する者もいる）、流出人口を埋め合わせるほどの数にはならない。

関係人口とは、定義上、地域外からやってくる人である。だが、一定期間以上居住して地域に積極的に関わるという意味なら、地域内にも似た属性の人はいる。典型的なのは、幼少期・学齢期を過ごした後に地域外へ転出していく人である。このような人たちにどう対処するかは、「関係人口」概念が注目される以前から、人口流出地帯の自治体が頭を悩ませてきた

問題である。こうした地域は、生産年齢人口を大都市圏に供給する役割を担っている（リタイア後にUターンした者に福祉サービスを提供することもある）。人口動態と関わる問題は広域的・長期的視野から考えねばならない。

広域的・長期的観点からの利益・不利益の公正分配がうまくいかない場合、害悪は「周辺」地域に集中する傾向がある。迷惑施設が財政基盤の弱い小さな自治体に作られることが多いのもそのためだが、中でも放射性廃棄物最終処分場は鬼子のようなものである。大都市住民も含め、不利益の公正分配をいかにして実現するかを考えることが重要であり、「中心／周辺」問題の脱構築化が可能だとすればそうした思考過程を通じてのことである。

4. 暫定的結論

北海道の二つの自治体（寿都町、神恵内村）が2020年に文献調査に応募して以来、このような動きはなかったことから、「2023年対馬問題」には全国メディアの注目度も高かった。原発推進側してみれば、膠着状態を打ち破る願ってもないチャンスと映ったはずである。北海道のような地質学的条件の厳しい地域に代わり、対馬のようなところに重点が移っていくのだろうか。結果的に、対馬は文献調査に応募しなかったが、他地域への波及効果は小さくない。

「国境の島」が、破綻した原子力政策の「負の遺産」を押しつける圧力に抗して、どこまでレジリエンスを発揮できるのか。「本土」の脱原発運動も、それを支援する。だがここで疑問が出てくる。国策の歪みを跳ね返すべくエンパワーメントして、迷惑施設立地を免れた自治体ならいくつもある。それができなかつたなら、エンパワーメントできなかつた自治体の自己責任だろうか。これでは新自由主義の自己責任論と大差ない。

ここに、放射性廃棄物最終処分場立地問題を特定地域の枠の中で考えることの根本的限界がある。問われるべきは、「中心／周辺」の非対称な権力構造の中で、いかにして「不利益の公正分配」を実現して脱原発社会を構想するのかということである。

注

- 1 地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力が強いほど高くなり、1を超える団体は普通地方交付税の交付を受けない。
- 2 総務省のデータに基づく資料が、長崎県ウェブサイトの「令和3年度財政状況資料集（県内市町）」に掲載される。
- 3 倉澤治雄（2014）『原発ゴミはどこへ行く？』リベルタ出版、236頁。
- 4 高知県東洋町が関心を示したが、住民の反対により町長リコール運動にまで発展し、2007年選挙に勝った新町長の下で応募は取り下げられた。
- 5 経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトに掲載。
- 6 小野一（2022）「放射性廃棄物最終処分場立地問題と地方自治／2021年寿都町長選挙を手がかりに」『工科大学研究論叢』59-2、1頁。
- 7 「核付き」を求める佐世保市に対し、久保勘一長崎県知事（当時）は「核抜き」を主張して反対派の理解

- を求めたが、結局は「核付き」入港だった（2020年8月24日付け西日本新聞ウェブサイト「原子力船「むつ」受け入れに悔し涙 原爆を背負って」）。1995年に原子炉室を取り外された「むつ」は海洋科学技術センター（現海洋研究開発機構）に引き渡され、現在は「みらい」として運航されている。
- 8 2007年3月30日付け「しんぶん赤旗」（ウェブ版）には次のような記述がある。「対馬は、旧「動燃（動力炉核燃料開発事業団）」が民間会社に委託し極秘に実施した「地層調査」（1984年）と「広域調査」（86年）の報告書で処分場に適していると評価され、「佐須奈南方」（旧上対馬と上県の間境付近）、「厳原南方」（旧厳原町南部）が候補地とみられます。」
 - 9 対話型全国説明会については、NUMOのウェブサイトで公表されている。2019年から22年までに134市区で開催実績がある。
 - 10 『朝日新聞』2023年7月11日2面。これにより、議員の中には、安全性について一定の理解ができたとして反対から賛成に変わった人もいたという（2023年6月22日付けNHKサイカル「揺れる島／“核のごみ”調査受け入れか否か 16年越しで再燃した議論 長崎・対馬」）
 - 11 『対馬新聞』2023年4月21日3面。
 - 12 『対馬新聞』2023年4月28日1面。対馬市商工会は、臨時理事会で高レベル放射性廃棄物の文献調査に関する請願書について審議し、異議がなかったことから市議会に請願書を出すことを決定した。その際報告されたアンケート調査の結果は、総代定数120人のうち欠員3名を除く117人中、同意する76人、同意しない20人、判断できない19人、通知なし2人だった（『対馬新聞』2023年5月26日2面）。
 - 13 その後、6月22日の対馬市議会一般質問において、比田勝尚喜市長は、昨年判明した対馬近海にある活断層の存在を「考慮してほしい」と答弁した（『長崎新聞』2023年6月23日11面）。NUMOの説明会資料では活断層の存在が踏まえていないとの脇本啓喜議員の指摘に答えてのもの。
 - 14 『対馬新聞』2023年5月26日3面。
 - 15 前身の『対馬朝日新聞』は、1939年5月、明治時代から続く2紙が合併して誕生した。戦時下の中断を経て、1946年5月に『対馬新聞』が発刊された（<https://tsushimaya.com/page-2/>）。現在の『対馬新聞』は4ページ立てで毎週金曜日発行。発行部数は島内外あわせ1,100部。
 - 16 『対馬新聞』2023年4月28日3面。
 - 17 それ以外の市民団体としては「対馬の未来を考える会」があり、「全てのテーマにおいて賛成／反対に捉われないニュートラルな立場から情報を精査し発信していく、7世代先の対馬の環境保全と地域の発展を考える会」と自己規定する。
 - 18 『対馬新聞』2023年6月9日1面。
 - 19 6月19日に開かれた対馬真珠養殖漁業協同組合の年次総会では、6月5日付けで提出した請願書を、16対15（白票4）で取り下げることで決められた（2023年7月25日付け朝日新聞デジタルの記事より）。
 - 20 『対馬新聞』2023年7月14日1面。同様の見解は、別の新聞記者も表明している。「市民を参考人に招いたのは議会側なのになぜ、けんか腰で揚げ足を取り、署名や意見を否定する必要があるのだろうか。特別委はテレビで中継され、視聴者の中には、あきれている人もいた。市民の代表者が、こういう態度でいいのだろうか」（『長崎新聞』2023年8月8日、記者の目）。2023年7月11日付け朝日新聞デジタル「議場で市民に「なめてるのか」も参照。
 - 21 この意見交換会の備忘録が、脇本のブログに掲載されている。<https://note.com/wakimoto2030/nd475d493e548>
 - 22 対馬市ウェブサイト掲載の情報などを基に作成。<https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/soshiki/gikaijiumukyoku/gikai/450.html>
 - 23 2023年3月7日付け読売新聞オンライン <https://www.yomiuri.co.jp/local/nagasaki/news/20230306-OYTNT50079/>
 - 24 林紀行（2019）「請願権と地方議会」『法政治研究』5号、31-32頁。
 - 25 前掲書43頁。
 - 26 『朝日新聞』2023年8月17日27面。
 - 27 概念上は原発（関連施設を含む）も「負の公共財」であり、そうした迷惑施設の立地過程は、社会学ではNIMBY（Not In My Back Yard）という概念を用いて分析される。
 - 28 今井一（2011）『「原発」国民投票』集英社、67頁。
 - 29 ダニエル P.アルドリッチ（2012）『誰が負を引きうけるのか／原発・ダム・空港立地をめぐる紛争と市

- 民社会』湯浅陽一監訳、リンダマン香織・大門信也訳、岩波書店、47頁。(原著はDaniel P. Aldrich, 2008, *Site Fights: Divisive Facilities and Civil Society in Japan and the West*. New York: Cornell University Press)
- 30 中澤高師 (2023) 「受益圏と受苦圏の分離がもたらす不公正問題」今田高俊・寿楽浩太・中澤高師『核のごみをどうするか／もう一つの原発問題』岩波書店、第6章、161頁。
- 31 Andrew Blowers (2003) *Inequality and Community and the Challenge to Modernization: Evidence from the Nuclear Oases*. In: J. Agyeman, R. D. Bullard, and B. Evans, eds. *Just Sustainability: Development in an Unequal World*, London: Earthscan Publications Ltd., pp. 64-80. 等参照。
- 32 小野一 (2022) 「放射性廃棄物管理政策研究のパラダイム転換を求めて」『境界研究』12号、19頁。
- 33 管見では、対馬の人たちの長崎県への帰属意識は強く、福岡県への編入はまず考えられない(意味がない)。ただし最終処分場問題との関連で、この議論が奇妙なかたちで顔を出すことがある。誘致反対派の論拠のひとつは、被爆県である長崎の県民感情に反する施設は受け入れられないというものだが、誘致派にしてみれば、対馬市の選択に長崎県(知事)がストップをかけるのが自治権の侵害のように思われる。
- 34 同紙は2021年10月12日から22年3月まで、「海と国境」第7部「境界地域のこれから」を82回にわたり掲載した。シリーズ初回には、「国境の海」と接する境界地域。多くが過疎と経済不振にあえぐ中、対馬市や稚内市などは活路の一つとして隣国との対岸航路を開設し、「ゲートウェイ(玄関口)」として経済浮揚を目指してきた。一方で中国の海洋進出などを背景に、国は有人国境離島を海洋権益と領土を守る拠点と位置付け、支援を強化している。「海と国境」シリーズ最終の第7部は国の離島・海洋政策なども踏まえて、国境地域の「いま」を伝え、これからの考えてみたい」とある(『北海道新聞』2021年10月12日6面)。
- 35 『北海道新聞』2022年2月24日6面。同法第5条で「国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとする」とするが、第1条には「安全」も「安全保障」の言葉もない。元対馬市長・松村良幸が指摘していた「全国離島振興協議会(全離島)を二分する」との反対論に配慮して、波風を起こす言葉をあえて入れなかったのだという(『北海道新聞』2022年3月24日6面)。現行法に先立ち2012年には、元陸上自衛隊幹部の参院議員らが国境離島法案を提出しているが、衆院解散のため廃案となった。現行法と比べ廃案のほうでは、どちらかと言えば「離島振興」より「保全」に重きが置かれ、行政機関の施設設置として自衛隊と海上保安庁が例示されている。
- 36 有人国境離島法に基づく「運賃の低廉化」後の運賃水準は、フェリーはJR在来線並み、高速船はJR特急自由席並み、ジェットフォイルは同指定席並み、航空機は新幹線並みに設定された。例えば、対馬から福岡または長崎への島民航空運賃(2017年時点)は、それぞれ7,300円と8,300円(普通運賃は15,900円と17,300円)である。割引額のうち国が55%、都道県と市町村が各22.5%を負担する(『北海道新聞』2022年3月4日6面)。2021年度の地域社会維持推進交付金の地域別一覧表は、同シリーズ66回目に掲載(『北海道新聞』2022年3月10日6面)。都道県別の交付金では、対象離島が多い長崎県が最も多く、予算枠50億円のうち57.9%を占める。
- 37 同法に対しては、私権の制限や拡大解釈のおそれなどの批判がある他、立法事実そのものにも疑問がある。対馬市も含め、自衛隊施設のある地方自治体から法整備を求める意見書が出された例はほとんどない。
- 38 『北海道新聞』2021年11月2日6面。対馬市の調査(17年度)によると、韓国資本が取得した対馬の土地は全体の0.009%だった。
- 39 前田剛(2020)「域学連携による関係人口づくり／長崎県対馬市を事例に」『人間環境論集』21巻1号、52頁。
- 40 前掲書58頁。